

地域の会第207回定例会 資料

令和2年9月2日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（8月5日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：竹内委員ご質問（8月19日付）への回答

## 前回定例会（8月5日）以降の原子力規制庁の動き

令和2年9月2日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【原子力規制委員会】

8月19日 第19回原子力規制委員会

原子力事業者防災訓練報告会の結果報告及び今年度の方針について  
令和2年度第1四半期の原子力規制検査等の実施結果

8月26日 第20回原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉施設保安規定及び設計及び工事の  
計画の審査状況について

### 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

(審査会合)

・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第888回（8月20日）、第890回（8月25日）、第891回（8月27日）

(ヒアリング等)

・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉 設計及び工事の計画）

【270】（7月27日）、【271】【272】（7月29日）、

【273】【274】（7月30日）、【275】【276】（7月31日）、【277】（8月3日）、

【278】（8月4日）、【279】【281】（8月5日）、

【282】【283】【284】（8月6日）、【286】（8月7日）

・新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング  
（6、7号炉）

【57】（7月16日）、【58】（7月22日）、【59】（7月31日）、【60】（8月5日）

・地震等に係る新基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング  
【2】（7月21日）

・保安規定

【27】（7月27日）、【28】（7月31日）、【29】（8月4日）、【30】（8月6日）

・新規制基準適合性審査に係る資料提出

6月15日、6月16日、6月17日、6月18日、6月19日、6月22日、

6月23日、6月24日、6月25日、6月26日、6月29日、6月30日、

7月1日、7月2日、7月3日、7月6日、7月7日、7月8日、7月9日、

7月10日、7月13日、7月14日、7月15日、7月16日、7月17日、

7月20日、7月22日、7月27日、7月28日、7月29日、7月30日

### 【規制法令及び通達に係る文書】

8月 7日 発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理

8月14日 実用発電用原子炉設置者から安全実績指標（PI）の報告を受理

8月19日 原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正を受理

8月28日 原子炉施設保安規定の変更を認可

## 【被規制者との面談】

- 7月16日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 7月17日 新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（7号機）
- 7月21日 原子炉施設保安規定変更認可申請（2号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング（9）
- 7月22日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 7月27日 7号機に係る使用前事業者検査の実施方針に関する面談
- 7月31日 新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（7号機） / （柏崎刈羽原子力発電所）
- 8月 3日 7号機に係る使用前事業者検査の実施方針に関する面談  
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 8月 4日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（設置許可）
- 8月 5日 新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（7号機）
- 8月 7日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 8月13日 資料入手（「非常用ディーゼル発電機過給機の点検方法及び点検結果について」）
- 8月17日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 8月18日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）  
原子炉施設保安規定変更認可申請（2号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング（10）

## 【その他・公開会合】

- 8月27日 第1回検査制度に関する意見交換会合

## 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表  
直近の主な更新情報は以下のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量  
<令和2年9月1日版>（令和2年8月30日測定分）  
[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14392/24/192\\_20200830\\_20200901.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14392/24/192_20200830_20200901.pdf)
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果  
<令和2年9月1日版>（試料採取日：令和2年8月23日～8月29日）  
[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14396/24/278\\_4\\_20200901.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14396/24/278_4_20200901.pdf)  
以上

## 竹内委員ご質問（8月19日付）への回答

問 適合審査がまだされていない1～5号機の使用済み核燃料プールへ、6、7号機の使用済み核燃料を号機間輸送する事は、認められるのかどうか。（前回の地域の会で保留になっていた質問です）

## 【回答】

- 現在の設置許可及び保安規定では、各号炉から発生する使用済燃料をどの号機の使用済燃料プールで貯蔵できるかが定められており、これらの規定を遵守する限りにおいて使用済燃料の号機間移送は認められています。
- 今回、移送した使用済燃料38体は、1号機から発生した使用済燃料を6号機の使用済燃料プールから3号機の使用済燃料プールに移送するものです。
- 設置許可及び保安規定によれば、移送元である6号機の使用済燃料プールには1号機、2号機、5号機、6号機から発生した使用済燃料が貯蔵可能、また、移送先である3号機の使用済燃料プールには1号機、2号機、3号機、5号機から発生した使用済燃料が貯蔵可能となっています。
- また、1～5号機の使用済燃料プールについては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、全交流電源喪失時においても注水を可能とするなどの措置がなされています。
- 6号機に貯蔵されていた38体の使用済燃料は、長期間冷却されていること等を考えれば、3号機の使用済燃料プールの貯蔵量の増加によってリスクが有意に上がるものではなく、追加の対応を求める必要はないと考えています。
- したがって、6号機の使用済燃料プールに貯蔵されている1号機の使用済燃料を3号機の使用済燃料プールに移送して貯蔵しても問題はありません。

(参考) 保安規定で定められている使用済燃料が貯蔵可能な使用済燃料プール

各号機の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール
1号	1号、3号、4号、6号、7号
2号	2号、3号、4号、6号、7号
3号	3号
4号	4号
5号	3号、4号、5号、6号、7号
6号	6号
7号	7号